



アメーバ通信64号



<残暑お見舞い申し上げます>

皆様、こんにちは。AICの石森雅一です。
残暑お見舞い申し上げます。毎年恒例の猛暑ですね。

「夏バテ解消」という言葉をよく耳にしますが、まず「夏バテ」をしないように、睡眠を十分に取、適度に汗をかくことに努めている今日この頃です。

さて、この3月より、金崎定男が顧問となり、また、池本啓が新たに役員に加わり、新体制で皆様のサポートをさせて頂いております。

今年度の弊社の基本理念と致しまして、AICの前身である「アメーバコーポレーション」の基本理念を継承し、「共感・共育・共創」を再認識し、それに新たなAIC色を出して行けたらと思っております。特に「共」という言葉を意識して、活動を行っていくと考えております。

「共」・・・「共」というのは、色々な意味が含まれています。AICとお客様・関係先様との関係はもちろんですが、AICとお付き合いを頂いている全ての方々とそのご家族など。

私達AICは、皆様と同じ目線で感じ、皆様と一緒に育ち、皆様と一緒に創りあげられるような存在でありたいと思っております。

先日、頂戴した名刺の裏にこんな言葉が書いていました。(皆様も聞いたことがあるのではないのでしょうか?)

1. 心(考え)が変われば、態度が変わる
 1. 態度が変われば、行動が変わる
 1. 行動が変われば、習慣が変わる
 1. 習慣が変われば、人格が変わる
 1. 人格が変われば、運命が変わる
 1. 運命が変われば、人生が変わる
- そして、自分が変われば、相手も変わる

元は、ヒンズー教の教えという説もあり、または、アメリカの心理学者ウィリアム・ジェームスの言葉という説もあるようです。

何より1番大切なことは、1つ目の心(考え)を変えることですね。また、1番難しいことでもないのでしょうか?

心(考え)を変えるというのは、まず、自分自身で何らかの自覚がないと始まりません。自分自身で現状に対する「誤り」を認識したり、「閉塞感」を感じるといった、「気づき」から始まると思いま

す。

その「気づき」があるというのは、状況としては、ある意味、良い状態ではないかもしれないです。ただ、「ピンチは最大のチャンスである」という言葉があるように、プラスに変えられる絶好の機会です。その「気づき」を大切に、日々、成長していきたいと思っております。

日頃、日常の業務に追われて、基本理念というものを忘れがちになりますが、事あるごとに立ち止まって、再確認し、税務・会計を通じて、皆様のご発展のために少しでも、お役に立てればと願っております。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

石森 雅一



<夏の終わり・・・健康増進普及月間?!>

みなさん、『1に運動2に食事しっかり禁煙最後にクスリ』このスローガン、ご存知ですか?

毎年9月1日から9月30日は『健康増進普及月間』として位置づけられています。この月間は平成14年8月2日公布の健康増進法に基づいて展開されています。

健康増進法とは、国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された法律で、平成13年に政府が策定した医療制度改革大綱の法的基盤として制定されました。

その一環として厚生労働省が国民健康づくり運動として提唱し、国民の健康を保持・増進するために運動習慣の定着や食生活の意識改善を目指して、全国の都道府県、政令市、特別区、市町村において様々な関連行事が行われております。

『健康増進普及月間』は、経営者の皆さまをはじめ、健康そっちのけでバリバリ働かれる世代の方々には何分耳が痛いお話ですが、やはり身体が資本(最近では気力が資本?!とも言われているようですが・・・)といわれておりますように、知らん振りの出来ない健康月間ではないかと思えます。

今の日本は、社会生活環境の変化や人口高齢化に伴う、がん・脳卒中・心臓病、そして糖尿病などに代表される生活習慣病が増え続ける傾向にあります。生活習慣病は読んで字の如く、私たちの日常生活から誘発されるもので、高カロリー・高

塩分・高脂肪を摂取する食事習慣・飲酒や喫煙、自動車社会における運動不足、温暖化における冷房過多の悪循環などが徐々に身体を蝕んでいるのが現状と言えます。

近年では流行のように耳にするメタボリックシンドローム（内臓脂肪等症候群）も生活習慣病のスター選手ではないでしょうか。平成20年4月からそのスター選手を警戒するかのよう、健診・保健指導の仕組みが変わりました。40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員が対象となります。いわゆるメタボ健診を施す事で将来の国民医療制度の負担を軽減するという狙いもあるでしょう。

生活習慣病はこのメタボというスター選手を一軍から外すことで大幅に軽減すると言われています。厚生労働省はその対策として、①運動施策の推進、②栄養・食育対策の推進、③たばこ対策という3つの予防対策の柱を公開しています（ご参照下さい・・・）。

今年も暑い暑い夏をビールで乗り切った皆さま、そしてこれからの残暑もビールで乗り切ろうとお考えの皆さま、是非この『健康増進普及月間』をいい機会に生活習慣病とお身体の浄化運動を心がけて診られてはいかがでしょうか。

私は今年も流行から遠退いた〇〇一・ザ・オートキャンプに精を出して生活習慣病から遠退くように努めております・・・。

澤井 宏貴



＜環境と税金＞

今年6月に洞爺湖サミットが行われましたが、地球温暖化をはじめ環境のことについては、国や企業だけでなく、個人でもできることから取り組んでいく時代になったなど改めて考えさせられました。「ゴミの分別が面倒だ！」なんていつていられませんね。

そこで、今年度改正税制についてはすでに施行されていますが、この中で「環境」に関する減税措置などをご紹介させていただきたいと思います。

まず、地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO2排出量の削減を図るため、既存の住宅に一定要件

を満たす省エネ改修工事を行った場合の所得税と固定資産税に対する特例措置が創設されました。

所得税については、自己居住用の家屋について省エネ改修工事を含む増改築等工事を行い、平成20年中に実際に居住した場合、現行の住宅リフォーム・ローン減税制度と、新設された同制度の特例（以下、「省エネ改修促進税制」といいます。）制度を選択することができます。

さらに、省エネ改修工事のうち特定の基準を満たす特定の省エネ改修工事を行った場合に、省エネ改修促進税制を選択すると、その特定の省エネ改修工事の部分に係る借入金（200万円まで）について、2%の控除率が適用されます。

また固定資産税については、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、平成20年1月1日以前から所在している住宅（賃貸住宅を除く。）について、一定の省エネ改修工事を行った場合は、その家屋に係る翌年度分の固定資産税額（120㎡相当分までに限る。）の3分の1が減額されます。

また自動車税については、「グリーン化税制」がすでに施行されていますが、この措置が平成21年度まで延長されることとなりました。

このグリーン化税制とは、電気自動車のほか、排出ガスと燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその性能に応じ税率が軽減され、一方で新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車、LPG車、ディーゼル車などについては、環境負荷の大きい自動車として、逆に税率が重くなる特例措置です。

これから上記のような住宅リフォームや、環境に優しい自動車の購入をお考えの際は、適用要件などを詳しくお伝えしますので、ご連絡ください。

＜追伸＞昨今のガソリン価格の高騰で、車の数が心なしか減った気がします。お盆の高速道路の渋滞も例年ほどではなかったようです。家計には厳しい状況ですが、今こそ環境には優しいのでしょね。

池本 啓

このアメール通信は、不定期にFAXにて発信していますが、ご迷惑な場合はご一報ください。以後発信しないように致します。なお、メールでの送信も行っておりますので、お申しつけ下さい。

発行者：A I C株式会社 代表取締役 石森 雅一
 〒530-0012 大阪市北区芝田 2-2-17 和光ビル 4F
 TEL 06-6292-0586 FAX 06-6292-0587
<http://www.aictax.com/> E-mail: info@aictax.com